

処遇改善加算の一本化
移行先検討・補助シート

(1) 基本情報

サービス名	R5年度末 (R6.3時点) の算定状況		
			合計
			0.0%

(2) 新加算への推奨の移行パターン

パターンA

要件 (早見表)

月額賃金改善Ⅱ	キャリアパスⅠ	キャリアパスⅡ	キャリアパスⅢ	キャリアパスⅣ	キャリアパスⅤ	職場環境等上位

(参考) 各要件の概要

月額賃金改善改善Ⅱ	前年度と比較して、旧ベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の新たな基本給等の改善 (月給の引上げ) を行う。
キャリアパス要件Ⅰ (任用要件・賃金体系の整備等)	介護職員について、職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。
キャリアパス要件Ⅱ (研修の実施等)	介護職員の資質向上の目標や具体的な計画を策定し、a 研修機会の提供、技術指導等 又は b 資格取得の支援 (シフト調整、休暇の付与、費用の援助等) を実施する。
キャリアパス要件Ⅲ (昇給の仕組みの整備等)	介護職員について a 経験に応じて昇給する仕組み、b 資格等に応じて昇給する仕組み、c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み のいずれかを整備する。
キャリアパス要件Ⅳ (改善後の賃金要件)	賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上又は月額8万円以上の賃金改善が1人以上 (経験・技能のある介護職員)。
キャリアパス要件Ⅴ (介護福祉士の配置等)	
職場環境等要件の上位区分	6つの区分ごとにそれぞれ1つ以上の取組を行う。

処遇改善加算の一本化
移行先検討・補助シート

①対象となる事業所のサービス名と、令和5年度
末時点での加算の算定状況を選択して下さい。

(参考) 各要件の概要

月額賃金改善改善Ⅱ	前年度と比較して、旧ベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の新たな基本給等の改善（月給の引上げ）を行う。
キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系の整備等）	介護職員について、職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。
キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）	介護職員の資質向上の目標や具体的な計画を策定し、a 研修機会の提供、技術指導等又は b 資格取得の支援（シフト調整、休暇の付与、費用の援助等）を実施する。
キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組みの整備等）	介護職員について a 経験に応じて昇給する仕組み、b 資格等に応じて昇給する仕組み、c 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みのいずれかを整備する。
キャリアパス要件Ⅴ（介護福祉士の配置等）	特定事業所加算ⅠまたはⅡを算定する。 後の賃金の見込額が年額440万円以上又は月額8万円以上の賃金改善が1人以上（技能のある介護職員）。

(1) 基本情報

サービス名	R5年度末（R6.3時点）の算定状況			
	処遇加算Ⅱ	特定加算Ⅱ	ベア加算なし	合計
訪問介護	10.0%	4.2%	0.0%	14.2%

要件（早見表）

	月額賃金改善Ⅱ	キャリアパスⅠ	キャリアパスⅡ	キャリアパスⅢ	キャリアパスⅣ	キャリアパスⅤ	職場環境等上位
訪問介護	○	○	○	○	○	○	○

(2) 新加算への推奨の移行パターン

パターンA

新加算Ⅱ	キャリアパス要件Ⅲが必要だが、「R6年度中の対応の誓約」で可。加えて、補助金取得のため4月からベア加算を算定することで、6月以降、新加算Ⅱに移行可能。 ※4・5月は処遇加算Ⅱ・特定加算Ⅱ・ベア加算を算定。
------	---

パターンB

新加算Ⅴ(3)	キャリアパス要件Ⅲが必要だが、「R6年度中の対応の誓約」で可。加えて、補助金取得のため4月からベア加算を算定することで、6月以降、新加算Ⅴ(3)に移行可能。 ※4・5月は処遇加算Ⅱ・特定加算Ⅱ・ベア加算を算定。
---------	--

パターンC

新加算Ⅴ(6)	誓約をしなくてもⅤ(6)は算定可。ただし、R7年度以降、加算率を下げるためにキャリアパス要件Ⅲは必須であり、R6年度中の対応はしる必要のため、より加算率が高いⅡ又はⅤ(3)を推奨。 ※4・5月は処遇加算Ⅱ・特定加算Ⅱ・ベア加算なしを算定。
---------	--

③移行パターンごとに、満たさなければならない要件が「○」で表示されます。（△は2つのうちどちらかを満たしていればよい要件。）

④6月以降の新加算の算定予定から逆算して、対応する4・5月の現行3加算の組み合わせが表示されます。